

## 報酬依存度のセーフガードとして品質管理レビューを利用する場合の依頼要領

平成 24 年 4 月 10 日

日本公認会計士協会

- 第 1 この要領は、独立性に関する指針（平成 18 年 10 月 5 日、日本公認会計士協会）第 1 部第 222 項に示されている 2 期連続して、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が 15%を超える場合に、阻害要因の程度を許容可能な水準に軽減するためのセーフガードとして、協会にレビュー（監査意見表明後のレビュー）を依頼する場合（以下「協会レビュー」という。）の事項を定めるものである。
- 第 2 職業倫理に関する解釈指針（平成 22 年 12 月 14 日、日本公認会計士協会）Q13 によれば、2 期連続して、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が 15%を超える場合のセーフガードの選択肢には、会計事務所等の構成員でない会員に監査業務に係る審査（監査意見表明前のレビュー）を依頼するセーフガードがあり、このセーフガードには、個人事務所などの小規模監査事務所が委託審査制度を利用する場合も該当するとされている。このことから、個人事務所及び 4 名以下の構成員の公認会計士共同事務所で監査業務に係る審査を当該公認会計士共同事務所の構成員外の会員に委託している公認会計士共同事務所はセーフガードを適用していることになるので、協会レビューをセーフガードの選択肢の一つとする会計事務所等は、監査法人、構成員が 5 名以上の公認会計士共同事務所及び構成員が 4 名以下の公認会計士共同事務所で監査業務に係る審査を当該公認会計士共同事務所の構成員が実施している公認会計士共同事務所である（注：品質管理レビュー手続第 346 項「レビュー対象とする公認会計士共同事務所は監査業務に係る審査及び品質管理のシステムの監視の機能を監査事務所内に具備することが必要であるが、構成員が 5 名に満たない公認会計士共同事務所は監査業務の審査及び定期的な検証の実施者を外部委託できるものとする。」）。
- 第 3 協会レビューは、会則第 122 条に定める品質管理レビューとし、品質管理委員会が、会計事務所等からの依頼に基づき実施するものとする。
- 第 4 協会レビューを依頼する会計事務所等は、当該監査業務の連続する 3 期目の監査意見を表明する年の前年の 2 月末日までに、協会レビューを受けようとする監査業務、決算期、業務執行社員等を記載した別紙様式による依頼書を品質管理委員会に提出するものとする。なお、3 期目以降も協会レビューを依頼する場合には、同様に別紙様式により依頼書を品質管理委員会に提出するものとする。
- 第 5 会計事務所等の報酬の依存度の算定は、会計事務所等の会計期間に合わせて行われるため、各監査業務の報酬依存度の確定は、会計事務所の決算日後となるが、2 期連続して報酬依存度が 15%を超えることが予想される場合には、あらかじめ、セーフガードの方針及び手続を決定し、前項の提出期日までに協会レビューを受けるための依頼書を品質管理委員会に提出するものとする。

### 附 則

本要領は、平成 24 年 8 月 1 日から適用する。

(別紙様式)

平成 年 月 日

日本公認会計士協会  
品質管理委員会 御中

監査法人

代表

報酬依存度のセーフガードとしての品質管理レビュー実施依頼書

当監査事務所は、独立性に関する指針第1部第222項に定める2期連続して、大会社等である依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合に、下記の監査業務が該当するため、意見表明後のレビューを日本公認会計士協会品質管理委員会に依頼しますので、よろしくお取り計らいください。

記

2期連続して報酬依存度が15%を超える大会社等の名称	決算期	大会社等の種類	業務執行社員又は監査責任者

(注) 大会社等の種類の欄には、次の種類のいずれに該当するか、該当する番号を記載すること。ここでいう「大会社等」とは、独立性に関する指針第1部第26項なお書きで規定されている「大会社等」をいう。

金融商品取引法及び会社法適用会社

金融商品取引法のみ適用の会社

会社法のみ適用の会社

農林中央金庫、信用金庫連合会(信金中央金庫)、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会

独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人  
信用金庫、信用組合、労働金庫、その他